

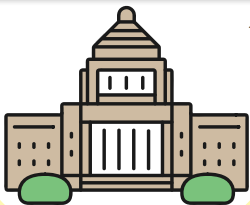
令和8年度から

「子ども・子育て支援金」が始まります！

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

令和8年4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

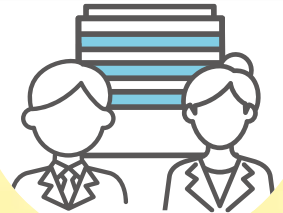
国



支援金率は〇%です

国に代わって加入者の皆さまから支援金を集め、国に納めます

事業主・被保険者



健康保険組合



支援金を納める

健保組合の保険料とあわせて支援金を納める

皆さんから集めた支援金は、健保組合で使うことはなく、国による少子化対策や子育て支援にのみ使われます。

詳しくはP3へ

一般保険料
+
介護保険料
(40歳以上の方)
+

子ども・子育て支援金

令和8年
4月分保険料
=5月納付分から
徴収します

子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？

- ▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶ 支援金の負担額は、
月給（標準報酬月額）× 国が示す支援金率
で決まります。
- ▶ 支援金率は令和10年度にかけて段階的に上がる見込みです。

- 令和8年度 0.3%程度
- 令和10年度 0.4%程度
- …… 令和10年度の負担が上限となります

【被保険者一人あたりの負担額（令和8年度）】

例

月給（標準報酬月額）30万円、
支援金率0.3%と仮定した場合の月額

$30\text{万円} \times 0.3\% = 900\text{円/月}$

事業主と被保険者で折半



事業主
450円



被保険者
450円

負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。今後のお知らせをお待ちください。

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

児童手当をより手厚く

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前	……→	今
所得制限	960万円未満		所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで		高校生年代まで
第3子以降の 手当額（月額）	1.5万円		3万円

妊婦さんの経済的支援

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

5万円 × こどもの人数
(胎児)



育休手当の給付率UP

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間
は手取り*2で100%相当を受給できます。

男性の
育休取得
を促進!



*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

時短勤務時の収入減をカバー

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



令和8年4月から全国実施予定

こども誰でも通園制度

利用の目的を問わず、お子さん（生後6ヶ月～3歳未満）を
保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に
10時間の範囲、
1時間単位で
利用可能

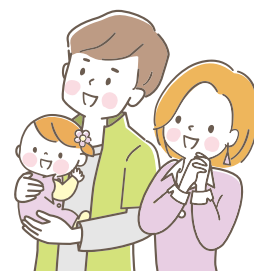
親が働いて
いなくても利用
OK!



令和8年10月開始予定

自営業・フリーランス等の方の 育児期間中の 国民年金保険料免除

休業するかどうかや所得に
関係なく、お子さんが1歳
になるまで国民年金保険
料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略



被扶養者認定について

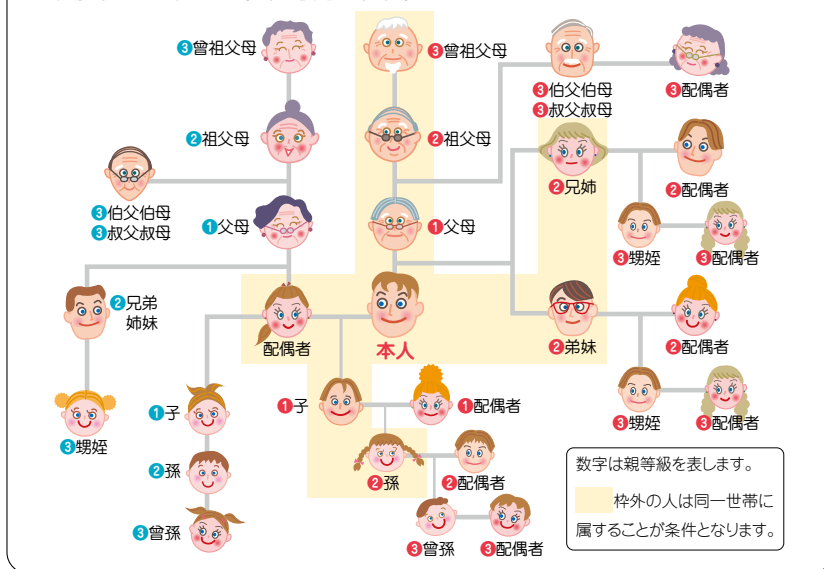
健康保険では被保険者本人だけではなく、その家族も一定の条件を満たしている場合は「被扶養者」として認定され、家族が保険料を負担しなくても保険給付が受けられます。家族が増えたときや減ったときは、**事由発生時から5日以内に「被扶養者異動届」を勤務先の事業所を経由して**当組合に提出してください。

家族が増えたとき

結婚、出産等で新たに家族が増えたときは、主として被保険者の収入により生計維持されていて、右図のように三親等内の親族の範囲であれば被扶養者となることができます。

また、収入を確認できるものや住民票等の関係書類を添付していただく場合がありますので、手続きする前に必ず勤務先の健康保険担当者様にご相談または当組合にご確認ください。

■ 被扶養者の範囲図(3親等内の親族)



収入基準額

- 同一世帯の場合は、年収130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場合は180万円)未満で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。
- 別居の場合は、年収130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場合は180万円)未満で、被保険者からの仕送り額よりも少ないこと。

収入の範囲と年収の基本的な考え方はこちら



国内居住要件

被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有するもの、または渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものに限定されています。ただし、日本国内に住所を有しない場合であっても、留学や単身赴任の帯同など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合については被扶養者として認められます。

令和7年
10月1日
変更

「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定」について

令和7年10月1日から配偶者を除き、年間の収入基準額が130万円未満から**150万円未満**へ引き上げられました。詳細は当組合ホームページをご確認ください。

家族が減ったとき

被扶養者となっているご家族が、下記のような理由等により被扶養者の認定条件から外れたときは、**事由発生後すみやかに『被扶養者異動届(削除)』に該当者の保険証または資格確認書(限度額適用認定証や特定疾病療養受療証がある場合は併せて返却)を添え、勤務先の事業所を経由して**当組合へ提出してください。

こんなときは被扶養者ではなくなります

- 就職して勤務先の健康保険等の被保険者となったとき
 - 子どもが結婚して配偶者の被扶養者になったとき
 - 離婚したとき
 - 被扶養者の年収が基準額を超えたとき
 - 同居が条件の被扶養者が別居したとき
 - 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
 - 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき
 - 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
 - 亡くなったとき
 - 夫婦共働きで子どもを扶養しているが、配偶者の収入が自分の収入を上回ったとき
- ※届け出は子どもを配偶者の被扶養者にしてから行う

被扶養者資格を喪失した後に当組合の保険証等を誤って使ってしまうと、自己負担額を除いた医療費(総医療費の7～8割)や支給した保険給付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

また、届出が遅れますと、当組合が高齢者医療制度等へ支払う支援金の額に、被扶養者から削除しなければならない方の分も追加されてしまいます。さらに、本来支払う必要のない医療費も発生することになり、結果、皆さまの保険料負担の増加につながります。

組合財政の健全化のため、届出はすみやかにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

重要なお知らせ

パート・アルバイト等で働いている被扶養者がいる方へ

令和6年10月から、下記の全てに当てはまる場合、勤務先の健康保険組合に加入となり、当組合の被扶養者資格はなくなるため、扶養削除手続きが必要となります。

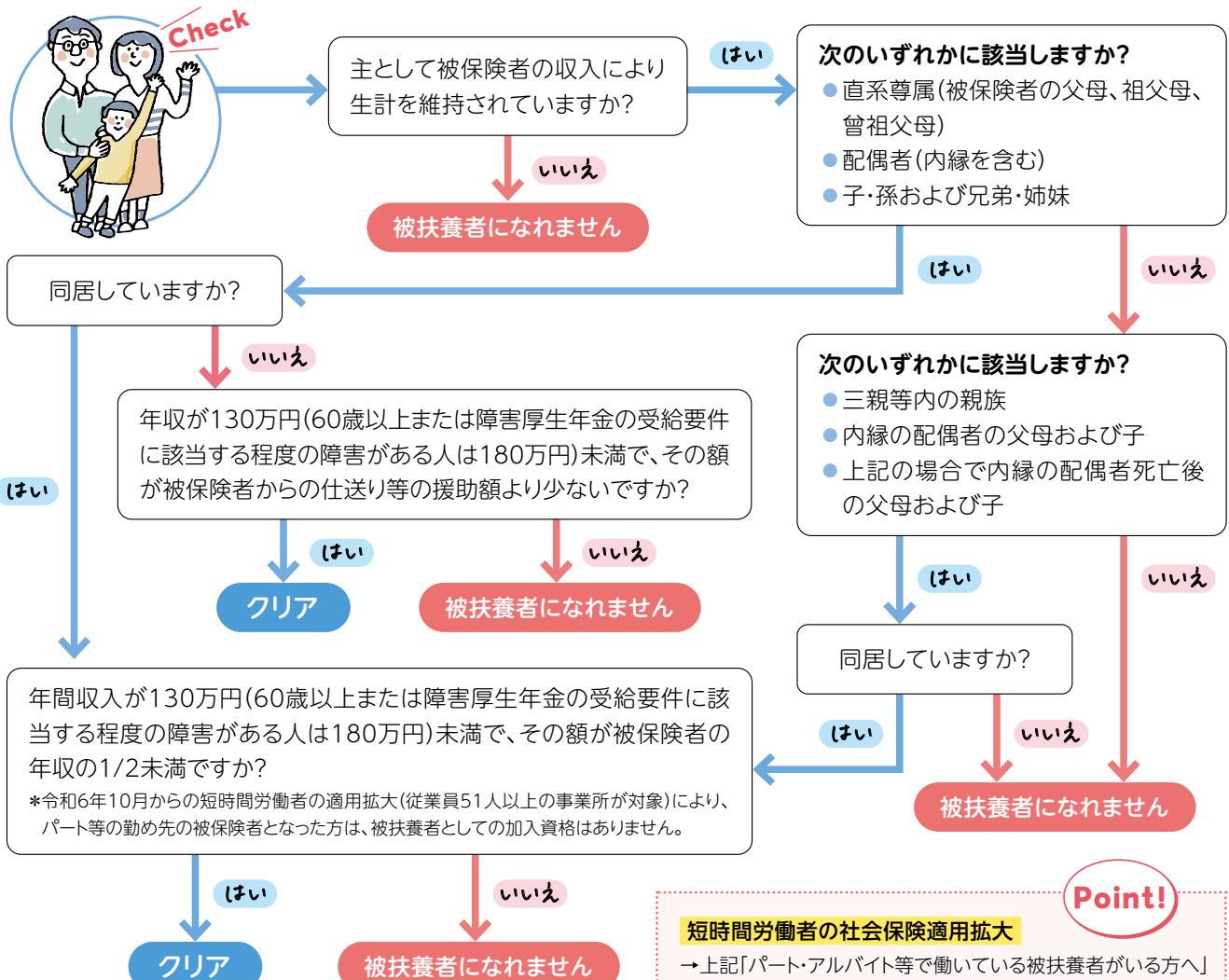
- ① 従業員51人以上の事業所 ② 週の所定労働時間が20時間以上 ③ 月額賃金が8万8000円以上
- ④ 雇用期間が2ヶ月以上の見込み ⑤ 学生でないこと(休学中や夜間学生は加入対象となります)

健康保険の加入対象となるかどうかは、被扶養者の勤務先にお問合せください。

「130万円の壁」対応について

被扶養者の年収が130万円以上となった場合、扶養から外れることとなっていますが、令和5年10月20日から当面の措置として、パート・アルバイト等で勤める人について、**人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な増収であれば、連続して2年までは扶養にとどまれることとなりました。**被扶養者の資格を維持するには、事業主側によるその旨の証明と当組合による認定が必要です。なお、基本給の変更などで年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となる場合は、従来通り扶養から外れます。詳細は当組合までお問合せください。

ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているかチェックしてみましょう



被扶養者認定は、当組合が総合的に判断します

被保険者の経済的扶養能力や、認定対象者の収入・生活の実態・被保険者が扶養する事情等を当組合が総合的に判断し、事実と著しくかけ離れておらず、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合のみ被扶養者として認定します。

健康保険証の廃止に伴う 資格確認書の一斉交付について

令和7年12月2日より、従来の健康保険証は使用できなくなり、医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」または「資格確認書」による資格確認が必要となります。

これに伴い、以前より機関誌等にてお知らせしている通り、マイナ保険証を利用できない方を対象に、「資格確認書」を一斉交付いたします《申請手続きは不要です》。

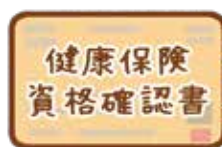
その他、詳細につきましては、随時HPにてご案内いたします。

■ 資格確認書の一斉交付対象者（有効な健康保険証をお持ちの方）

1. マイナンバーカードをお持ちでない方
2. マイナンバーカードをお持ちでも、マイナ保険証の利用登録を行っていない方
3. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
4. マイナ保険証の利用登録を解除した方
5. 当組合にマイナンバーの届出がない方

■ 資格確認書の送付予定月・送付方法

- ・ 令和7年10月下旬ごろ
- ・ 佐川急便の信書便にて事業所宛に送付
- ・ 任意継続被保険者の方は、レターパックにて登録住所へ送付



健康保険証について

- ・ 令和7年12月1日までに資格喪失・扶養削除・各種訂正となった場合は、お届け書類に必ず健康保険証を添付してご返却ください。
- ・ 令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できないため返却の必要はありません。



「資格確認書」一斉交付対象者
【約13万人（令和7年8月末データ）】

問合せ

本 部 適用課 TEL03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 TEL03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL03-3980-1501(代)

インフルエンザ予防接種のご案内

当組合では、インフルエンザの感染防止や発症した際の重症化を防ぐ目的として
インフルエンザ予防接種の一部補助を実施しますのでご利用ください。

対象者

当組合の被保険者および被扶養者(接種当日に保険資格のある方)

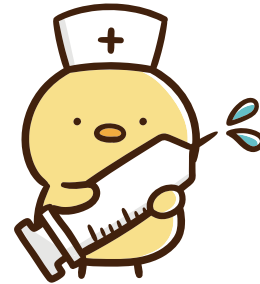
※市区町村から補助を受ける場合は対象外となります。

補助金額

年度内一回限り1,000円

※(一社)東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という。)の契約医療機関
をご利用の場合のみ費用補助の対象となります。接種時に**利用券がない場合は、
補助を受けることができません。**

※2回接種を推奨されている方でも、補助は1回限りです。



実施方法

「院内」予防接種

東振協の契約医療機関で個々に実施する方法

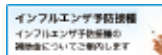
「集合」予防接種

東振協が都内および近郊に開催日・会場を指定して
実施する方法

※中学生以下はご利用できません。

予約方法

東振協のホームページ[<https://www.toshinkyo.or.jp/influenza.html>]または当組合ホームページ
内の**参考リンク:インフルエンザ予防接種の健保組合共同事業のご案内(東振協)**よりアクセスし、院内予防接種契約
医療機関または集合予防接種会場を選択し電話予約してください。
なお、予約の際は「東振協インフルエンザ予防接種」とお申し出ください。



利用方法および自己負担金額支払い方法

健康保険証等(健康保険の保険者番号・記号・番号が確認できるもの)を準備のうえ、東振協のホームページより「インフル
エンザ予防接種利用券(院内・集合予防接種用)」(以下、「利用券」という。)に必要事項を入力し利用券を出力してください。
接種当日に契約医療機関の窓口で**利用券**と**マイナ保険証または資格確認書**を提示してください。また、接種後は
自己負担金額から組合補助1,000円を差し引いた額をお支払いください。

申込期間

令和7年9月～令和8年3月

令和7年9月～令和7年12月

接種期間

令和7年10月～令和8年3月

令和7年11月～令和7年12月
上記期間中の原則、土日祝日

問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 TEL 03-3663-1361 (代)



もうお済みですか? 「特定健診」

当組合では、生活習慣病予防のため、40歳から74歳までの**被扶養者**と**任意継続被保険者**の方を対象に特定健診受診券を送付しています。特定健診は生活習慣病の予防に役立てるのはもちろんのこと、日頃のライフスタイルを見直すきっかけにもなります。ご家族の中でまだ受診されていない方がいらっしゃいましたら、早めの受診をお願いいたします。

当組合が実施している特定健診

① 特定健診「集合契約Aタイプ」 【健保連の契約健診(医療)機関】

② 特定健診「E区分」 【東振協の契約健診(医療)機関】

③ 特定健診の検査項目を含む 各種健診

●生活習慣病予防健診

【B区分、D1区分、D2区分】

●女性生活習慣病予防健診＜会場型＞

【C1区分、C3区分】

※今年度の女性生活習慣病予防健診＜会場型＞の申込受付は終了いたしました。

●総合健診(日帰り人間ドック)

【東実総合健診センター、契約施設】

当組合が実施する健康診断は、年度内(4月から翌年3月末日まで)に1回受診できます。

*重複受診に
ご注意ください。

受診方法

① 特定健診「集合契約Aタイプ」

すでに送付している「特定健診のご案内」に掲載の契約健診(医療)機関から受診を希望する機関を選び、直接予約してください。受診当日は「受診券」・「健康保険証等*」を持参し、特定健診を受診してください。

*⑦「健康保険証(R7.12.1まで利用可)」、⑧「資格確認書」、⑨「マイナポータルの保険資格画面」、⑩「マイナ保険証+資格情報のお知らせ」、⑪「マイナ保険証(受診する施設がマイナンバーカードに対応している場合のみ)」の⑦～⑪いずれか1点を持参してください。

※自己負担額は、1,500円です。 ※受診券の有効期限は令和8年3月31日までとなります。

※紛失等により受診券の再発行を希望する方は、下記「問合せ・提出先」までご連絡ください。

※特定健診のご案内に掲載の契約健診(医療)機関以外をご希望の場合は当組合ホームページで検索できます。

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/UploadedFiles/kenporentokutei.pdf>

② 特定健診「E区分」

③ 特定健診の検査項目を含む各種健診

当組合のホームページをご覧くださいか、健康管理課までお問合せください。



健康保険組合には、国から特定健診の実施と実施率の報告が義務付けられております。パート先など、当組合が実施する健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した**40歳以上の被扶養者**の方は、「健診結果表」のコピーと特定健診「質問票」を健康管理課へ提出くださいますようお願いいたします。

※特定健診「質問票」は当組合ホームページよりダウンロードできます。



★詳細は、組合ホームページをご覧ください。

NEWS&TOPICS「健診関係」→【今年も受けよう「特定健診」】



問合せ
提出先

東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



Download



「特定保健指導」を受けましょう

特定保健指導とは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」の結果によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、その内容を踏まえて保健師や管理栄養士などの専門家から運動習慣や食生活、喫煙といった生活習慣を見直すためのサポートを受け内臓脂肪を減少させ、生活習慣病の予防・改善につなげるものです。

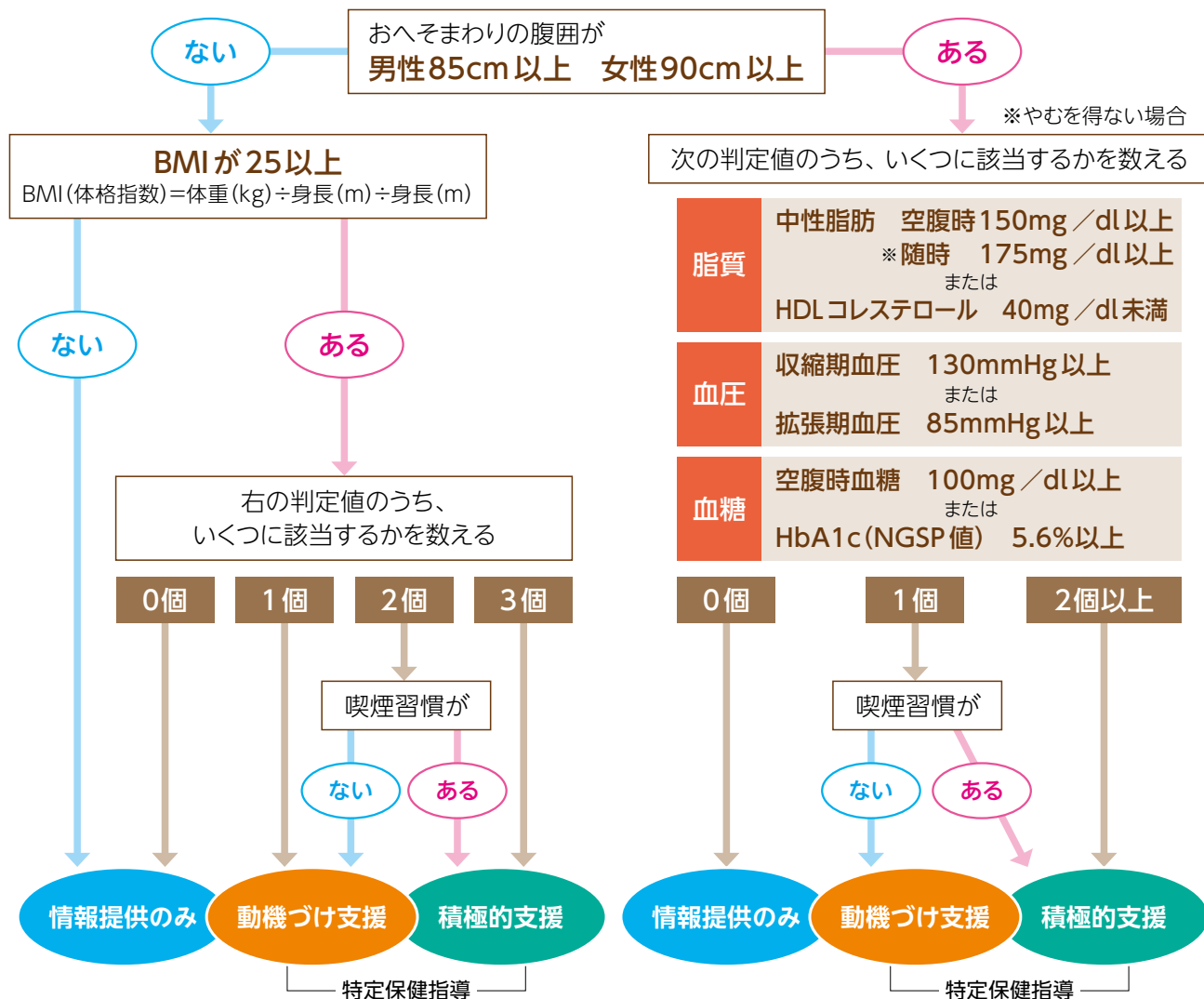
受診する皆さんにとっての具体的なメリットは、次のとおりです。

- 自分自身の健康状態を把握できる
- 健診結果を踏まえ、現在の健康状態にあったアドバイスなどが受けられる
- 疾病予防によって、いつまでも健やかな生活を送ることにつながる



特定保健指導対象者の判定方法

対象となるのは、**40歳以上75歳未満の方**です。対象となった方は、ぜひ、ご利用ください。



⚠ 特定健診は、毎年受診することが大切です。受診後は、健診結果を確認し、健康の保持・増進に努めましょう。
また、特定保健指導の対象になった場合は、生活習慣を見直すきっかけとして、役立てるようにしましょう。

問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
TEL 03-3663-1361 (代)



Download

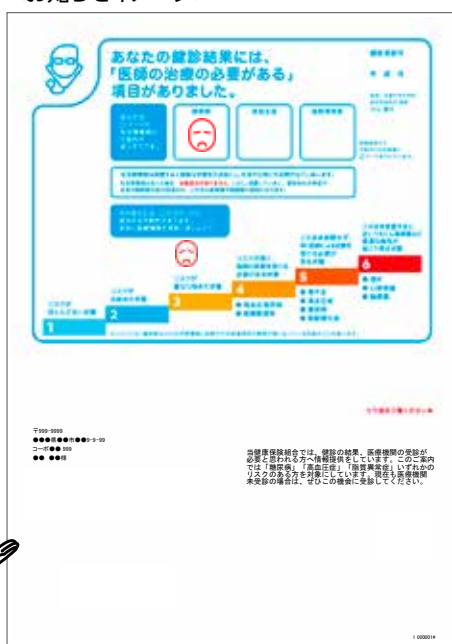


「健診結果に関する重要なお知らせ」について

健康診断受診者のうち「血圧」「脂質」「血糖」の検査数値で、より重症度の高い方を対象として日本人間ドック・予防医療学会で公開している「要精密検査・要治療」の判定基準値をひとつでも超え、健診受診後に、生活習慣病対象疾病の通院歴がない30歳以上の被保険者および被扶養者の方を対象に、当組合より医療機関への受診を促す受診勧奨通知を送付しております。

お手元に通知が届いた方は、生活習慣病が強く疑われる状態にあります。生活習慣病の多くは、発病してもかたまり進行するまで自覚症状がほとんど現れないという共通点があります。そのため、生活習慣病のリスクがあっても放置してしまう方が少なくありません。生活習慣病へ進行する前に、医療機関で適切な治療を受けましょう。

<お知らせイメージ>



■生活習慣病の原因ランキング

原因	リスク
1位 偏った食事	糖尿病、高血圧、脂質異常症など
2位 運動不足	肥満、高血圧、糖尿病など
3位 喫煙	がん、心臓病、脳卒中など
4位 過度な飲酒	肝臓病、高血圧、糖尿病など
5位 ストレス	高血圧、糖尿病、消化器系の病気など
6位 睡眠不足	免疫力の低下など



生活習慣病の
主な種類

✓ 三大疾病：がん、心疾患、脳血管疾患等

✓ 糖尿病

✓ 高血圧

✓ 脂質異常症

✓ 肝硬変

✓ 慢性腎不全

生活習慣病の予防には、これらの原因となる生活習慣を改善することが重要です。

問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
TEL 03-3663-1361 (代)



令和
7年度

ふれあい健康事業推進協議会主催

「介護教室・健康教室・子育て支援教室」 のお知らせ

当組合では、「介護教室・健康教室・子育て支援教室」を他の健保組合と共同で開催しております。内容は下記のとおりとなります。皆さま、お気軽にお申込みください。

オンデマンド型「介護教室・健康教室・子育て支援教室」

視聴期間 令和7年10月から令和8年3月

費用 無料

申込期限 令和8年3月10日(火)まで



開講講座	コース・カリキュラム	受講時間
介護教室	介護準備学(お金)コース ～介護のパターンと心構え、大事なものを守るためのお金の話～	合計203分 4部構成
	介護準備学(ストレス)コース ～介護ストレスを溜めないための心構えと制度の活用～	合計180分 4部構成
	介護準備学(相続)コース ～今から考えておきたい「介護とその後」への備え 相続に向けた準備学～	110分
健康教室	女性のための健康①コース ～ヤングからミドル世代の女性に向けた健康セミナー～	合計94分 2部構成
	ロコモティブシンドローム対策コース《新規リリース》 ～40代から始めるロコモティブシンドローム予防～	85分
子育て支援教室	乳幼児こころ育てコース《新規リリース》 ～知っておきたい乳幼児のこころ育て～	120分
	子どものよくかかる病気コース《新規リリース》 ～子どものよくかかる病気のお話～	合計105分 2部構成

NEW! 介護対策系オンラインライブ配信型コース

はじめました

日程 令和7年11月15日(土)※

※開催日は配信の都合により変更する場合があります。

費用 無料

時間 10:00～12:00(120分)

申込期限 令和7年10月31日(金)まで

カリキュラム	受講時間
家族を守る「抱え込まない」介護教室 主な講義内容 ●介護のパターンとコミュニケーションの重要性 ●仕事と介護を両立するために ●自治体独自の制度やボランティア	120分



★詳細は、組合ホームページをご覧ください。

NEWS&TOPICS「健診関係」

→【ふれあい健康事業推進協議会主催令和7年度「介護教室・健康教室・子育て支援教室」のお知らせ】



問合せ
提出先

東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



Download



スキー・スノーボード教室に参加しよう

まもなくシーズン到来



開催期間	令和8年1月23日(金)～1月25日(日) 2泊3日
開催場所	ニュー・グリーンピア津南スキー場 ● 宿泊 ニュー・グリーンピア津南 新潟県中魚沼郡津南町秋成12300 https://www.new-greenpia.com
募集人数	150名
参加資格	組合員(当組合の被保険者および満5歳以上の被扶養者) ＊スキー・スノーボード教室に参加される方に限ります。
参加費	● 大人(中学生以上) 1名 18,000円(消費税込) ● 子ども(満5歳以上小学生以下) 1名 10,000円(消費税込) 【宿泊費、食事(朝食2回・夕食2回)、リフト2日券、スキー・スノーボード教室受講料が含まれます。】
申込方法	● WEB申込みの方 11月11日(火)23:59までに、当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。 ※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。 ● FAXまたは郵送で申込みの方 11月11日(火)(必着)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。 ※申込書は、当組合ホームページよりダウンロードできます。
参加決定	応募多数の場合は抽選とし、当選された方にのみ11月25日(火)に参加決定通知等を送付いたします。

スケジュール

1月23日(金)	8:30～	宿泊施設フロントにて受付 リフト2日券配布(自由滑走)
	15:00～	チェックイン開始
	17:30～20:00	各自夕食
1月24日(土)	7:30～ 9:00	各自朝食
	10:00～12:00	スキー・スノーボード教室
	12:00～13:00	各自昼食(自己負担)・休憩
	13:30～15:30	スキー・スノーボード教室
1月25日(日)	17:30～20:00	各自夕食
	7:30～	各自朝食 ※10:00までに各自チェックアウト後自由解散(追加飲食代等はチェックアウト時に各自でご精算ください。)



★詳細は、組合ホームページをご覧ください。

NEWS&TOPICS「イベント」→【まもなくシーズン到来!!スキー・スノーボード教室に参加しよう】



問合せ
申込み

東京実業健康保険組合 施設課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
TEL03-3663-1361(代) FAX03-3663-1510





診療所歯科 からのお知らせ

ホワイトニング

当組合診療所歯科では、従来の虫歯や歯周病の治療に加え、通常の治療に“美”をプラスした審美歯科治療を行っております。透明感のある白い歯で、今よりもっとステキな笑顔を手に入れてみませんか？

無料相談も行っておりますので、お気軽にご連絡ください。

2種類の「ホワイトニング」をご用意しています

オフィスホワイトニング

自由診療

ホームホワイトニング

歯に薬剤を塗り、光を当てて歯を白くする方法です。治療時間は1時間半から2時間程度です。1日で歯が白くなるのを実感できるのが魅力です。



料金表 (税込)	種 類	組合員	組合員外	他院での価格
	両顎	24,000円	36,000円	40,000円 ~60,000円 程度
	両顎(2回目)	15,000円	20,000円	

自分の歯形をとってマウスピースを作成し、自宅でホワイトニング剤を注入して2時間ほど装着。2週間続けていただきます。



料金表 (税込)	種 類	組合員	組合員外	他院での価格
	両顎	18,000円	24,000円	27,000円 ~50,000円 程度
	両顎(2回目)	12,000円	18,000円	

※(2回目)とは1年以内に再度行う場合です。



※ホワイトニングの効果には個人差があります。

審美治療も行っています

歯面清掃

自由診療

細かいパウダーを専用の高圧洗浄機で歯に吹きつけ、手用器具では届かないヤニやステイン(着色)を落とすことができます。

※歯石を取ることはできません。

料金表 (税込)	組合員	組合員外	他院での価格
	1,500円	2,000円	5,000円 ~6,000円



高圧蒸気滅菌器 バキュレーブ31B+を 導入しています



ヨーロッパ規格である「クラスB(最も厳格な基準で最高レベル)」の滅菌器を導入しています。歯を削るタービンなど、使用する器具はすべてこの滅菌器で処理し、院内感染防止に細心の注意を払っています。

問合せ
ご予約

東実健保組合診療所 〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4 東実健保会館2階
受付時間 9:00~16:30 TEL 03-3669-3866 (直通) FAX 03-5651-1727



秋の家庭用常備薬等あっせんのご案内

秋の「家庭用常備薬等のあっせん」の受付が始まっています。

風邪や体調不良など、いざというときのために準備されてはいかがでしょうか。

なお、いきいき春号および秋号に同封しておりました「家庭用常備薬等あっせんのご案内(申込書)」につきましては、今回、秋の家庭用常備薬等あっせんより同封を取りやめることとなりました。

「WEB申込み」限定で、数量限定の商品割引を実施しますので、ぜひご利用ください。

郵便でのお申込みをご希望の場合は、ご案内(申込書)PDFを取得いただくか、下記「問合せ」までご連絡のうえ、冊子をお取り寄せいただきお申込みください。

	WEB申込み	郵便での申込み
申込方法	当組合 HP「家庭用常備薬等のあっせんはこちら」 ⇒「申込みフォームはこちらから」 団体コード「tjik」	ご案内(申込書)PDF：当組合 HP「家庭用常備薬等のあっせんはこちら」⇒ 家庭用常備薬あっせん案内 PDF のダウンロード ※冊子が必要な場合は、下記「問合せ」までご連絡のうえお取り寄せください。
締切日	2026年3月13日(金)	
納品	お申込み受付完了後、約2～3週間でご指定の場所にお届けいたします。	
送料	1回の申込金額4,000円以上：無料 4,000円未満：500円	
支払方法	商品到着後、同封の振込用紙(PayPay等のバーコード決済、コンビニエンスストアでも支払い可能)にてお支払いください。 ※ゆうちょ銀行、郵便局はご利用いただけません。	
問合せ	株式会社あまの創健 〒462-0011 愛知県名古屋市中区五反田町178-5 フリーダイヤル 0120-170-228 営業時間：9～12時、13～16時(土日祝休日除く)	

東京実業健康保険組合 HP

「家庭用常備薬等のあっせんはこちら」



郵便での申込み

ご案内(申込書)PDFを[家庭用常備薬等あっせん案内 PDF のダウンロード](#)から取得し、お申込みください。

WEB申込み

①下記コード欄に「**tjik**」と入力し、認証をクリックしてください。

②トップ画面より商品を検索しお申込みください。

(※写真は「商品を探す」で検索した例)



秋の家庭用常備薬等あっせん

「WEB申込み」限定、数量限定の割引対象商品はコチラ!

★はセルフメディケーション税制対象医薬品 特は特納品

※あっせん価格には消費税が含まれています。

商品番号 No.48

WEB限定価格 ¥300

特



新ルルエストローチs/12錠

希望小売価格 ¥748 あっせん価格 ¥330

商品番号 No.59

WEB限定価格 ¥450

特



クラシエ和漢胃腸薬 G/27錠

希望小売価格 ¥1,045 あっせん価格 ¥480

商品番号 No.75

WEB限定価格 ¥300

★特



アイビットFX/12ml

希望小売価格 ¥1,100 あっせん価格 ¥330

商品番号 No.81

WEB限定価格 ¥340

特



OAリッチ目薬/16ml

希望小売価格 ¥935 あっせん価格 ¥370

商品番号 No.82

WEB限定価格 ¥290

特



ティアリッチ目薬/15ml

希望小売価格 ¥660 あっせん価格 ¥320

商品番号 No.83

WEB限定価格 ¥270

特



アイビットE40/15ml

希望小売価格 ¥1,100 あっせん価格 ¥300

商品番号 No.104

WEB限定価格 ¥560

★特



パテックス液ID/40ml

希望小売価格 ¥1,980 あっせん価格 ¥590

商品番号 No.118

WEB限定価格 ¥360

特



新オイラックスHクリーム/10g

希望小売価格 ¥880 あっせん価格 ¥390

商品番号 No.166

WEB限定価格 ¥230

特



ケアリーヴ/Mサイズ22枚

希望小売価格 ¥440 あっせん価格 ¥260

商品番号 No.169

WEB限定価格 ¥400

特



防水カットバンD/50枚

希望小売価格 ¥880 あっせん価格 ¥430

商品番号 No.184

WEB限定価格 ¥500

特



シルクスターホワイト エクストラミント/50g

希望小売価格 ¥1,012 あっせん価格 ¥530

商品番号 No.186

WEB限定価格 ¥420

特



サンスター薬用塩ハミガキPU/85g

希望小売価格 ¥1,188 あっせん価格 ¥450

問合せ

株式会社 あまの創健
フリーダイヤル 0120-170-228 営業時間:9~12時、13~16時(土日祝休日除く)

(保険証利用登録されたマイナンバーカード)

Q マイナ保険証を作らないとどうなる？

A 12月を迎える前に、マイナ保険証の登録をしていない方に、有効期限付の「資格確認書」を一齐交付いたします。受診の際はマイナ保険証か資格確認書のどちらかをご利用ください。

Q なぜ健康保険証が使えなくなるの？

A 国により、受診はマイナ保険証が基本となり、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が廃止に。現在は発行済の健康保険証に限り令和7年12月1日まで使える経過措置期間です。

ご注意ください！

健康保険証は 12月2日から 使えなくなります

Q マイナ保険証にするメリットは？

A 医師等への医療情報の提供で、良質な医療が受けられます。ほかに医療費が高額になったときの手続きが不要になったり、確定申告での医療費控除が簡単になったりします。制度全体としては、なりすまし防止や医療DXの加速などがあげられます。

Q 早めにマイナ保険証にした方がよい？

A 病院でも利用登録はできますが、事前にやっておいた方が安心です。

Q マイナ保険証を作るにはどうしたらいい？

A スマホなどでカードの作成から保険証利用登録までできます。

1 マイナンバーカードの作り方

申請	受け取り
マイナンバーカード交付申請書を使います*	ハガキが届いたら指定場所で受け取り
スマホ・PCから 証明写真機から 郵送で	詳しくはこちら  マイナンバーカード総合サイト

*交付申請書がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードし、郵送で申請してください。

2 保険証利用登録

スマホ	セブン銀行ATM	医療機関・薬局
マイナポータルから 	各種手続きの「健康保険証利用の申込み」から	医療機関や薬局の顔認証付カードリーダーから

マイナ保険証の登録を！

マイナンバーカードの電子証明書の更新もお忘れなく！

Q マイナンバーカードから情報流出はしない？

A カードのICチップには、カード表面に書かれている情報しか入っていません。所得情報や健康医療情報などは、マイナンバーカードと暗証番号を鍵として本人確認を行うことではじめて閲覧できます。また、医療機関に提供できる診療情報や薬剤情報なども、医療機関受付時に情報提供の可否を自分で選択できます。